

# 山梨県棚田地域振興計画

令和2年12月

山 梨 県

## 目 次

### 第一 棚田地域の振興の目的

### 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に高ずべき施策

- 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用
  - (1) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策
  - (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策
  - (3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保存・活用に資する施策
  - (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
  - (5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策
  - (6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
  - (7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
- 2 山梨県独自の支援施策
  - (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業、中山間ふるさと・水と土保全推進事業
  - (2) 山梨県の棚田に関する情報発信
  - (3) その他の取り組み
- 3 都道府県における推進体制
  - (1) 山梨県棚田地域振興連絡会議の設置
  - (2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化
- 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

### 第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方
- 2 指定申請を行わなかった棚田地域への対応

# 山梨県棚田地域振興計画

令和2年12月28日

## 第一 棚田地域の振興の目標

山梨県の棚田地域においては、集落による農地の保全活動等が行われているものの、人口減少や高齢化の進行、担い手の減少などにより、棚田の保全が徐々に難しい状況となっている。一方で、甲斐市の「御領の棚田」、富士川町の「平林の棚田」のように、棚田オーナー制度や交流イベントの開催等によって棚田の保全を図っている地域もあるなど、棚田は地域振興の核となる可能性を有している。

本計画は、農村地域の貴重な財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取り組みを通じた関係人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、本計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、山梨県土地利用基本計画、山梨県山村振興基本方針、山梨県過疎地域自立方針、やまなし農業基本計画等との調和を保つものとする。

## 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興に関する様々な分野の施策を効果的に活用していくため、棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図る。

#### (1) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

地域の担い手の高齢化・減少という課題に直面している棚田地域の活性化を図るため、過疎地域等の条件不利地域を対象として講じられる「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、地域の魅力発信による移住・定住の促進や、移住にまでは至らないが地域に継続的に関わり、「関係人口」として棚田の保全の担い手として活動する者の創出・拡大を図る。

#### (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

子供の生きる力を育むとともに、交流の促進を通じた「関係人口」の創出・拡大による棚田地域の活性化を図るため、教育活動の一環として行われる児童・青少年の自然体験学習等、市町村が実施する農村交流・体験の推進に資する施策に協力する。

#### (3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保存・活用に資する施策

南アルプス市の「中野の棚田」、甲斐市の「御領の棚田」、富士川町の「平林の棚田」など、多くの棚田は地域の人々の生活を伝えるとともに、美しい景観を見せている。

棚田の美しい景観を維持するため、文化財を保存・活用するための施策の活用を図る。

(4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田の増加が懸念されることから、棚田の保全に向けて、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度等、農業生産活動を支える生産基盤の整備等の施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策を通じて、高齢化が進行する棚田での農作業の効率化を図っていく。さらに、棚田で生産される棚田米を含む農産物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

(5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田地域は傾斜の厳しい地形が多く、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、高齢化などにより、集落機能や地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

(6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田を観光資源として一層活用し、交流の促進を通じた棚田地域の活性化を図るため、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。また、観光の促進に向け、棚田の周辺における農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

(7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は多様な自然環境を有し、水辺や山林など豊かな自然環境を活かした農林業が営まれることで多様な生物が生息・生育し、貴重な生態系が維持されてきたことから、自然環境との調和に配慮する。そのため、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害が発生していることから、侵入防止柵の設置や捕獲対策、ジビエの利活用を含め、鳥獣被害対策に資する施策の活用を図る。

山梨県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、国の棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や地域に設置される棚田地域振興協議会等に対してきめ細かな情報提供を行うものとする。

## 2 山梨県独自の支援施策

### (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業、中山間ふるさと・水と土保全推進事業

山梨県では、平成5～9年にかけて中山間ふるさと・水と土保全対策事業（ふるさと・水と土基金）、平成10～12年度にかけて中山間ふるさと・水と土保全推進事業（棚田基金）の2つの基金（以下「ふる水・棚田基金」という。）を造成し、棚田地域を含む中山間地域の持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化や国土環境保全、水資源の涵養及び農山村の美しい原風景の形成等といった公益的・多面的機能を有する棚田地域の保全のための活動などに対する支援を実施しており、引き続きその活用により棚田の保全及び棚田地域の振興を図る。

### (2) 山梨県の棚田に関する情報発信

山梨県には、「日本の棚田百選」に選ばれた棚田はないが、南アルプス市の「中野の棚田」、甲斐市の「御領の棚田」、富士川町の「平林の棚田」など、規模は小さくとも景観等に優れた棚田が数多く存在している。

これら棚田については、山梨県のホームページ等によって紹介することで、観光客の誘客等につながる可能性があることから、今後も広く情報発信を行う。

### (3) その他の取り組み

山梨県では、ふる水・棚田基金を活用して、中山間地域等が有する多面的機能の良好な発揮や地域住民活動を通じた農村の活性化を目的とした「やまなし農業・農村シンポジウム」、農村の持つ美しい景観や伝統文化などについて写真を通じて紹介する「やまなし農村風景写真コンクール」等を行い、棚田を含む農村地域の保全活動の推進と県民への情報発信を行う。

## 3 都道府県における推進体制

### (1) 山梨県棚田地域振興庁内連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、県の総務、森林環境、観光文化、農政、県土整備、教育委員会等の部局の職員で構成する山梨県棚田地域振興庁内連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図る。

### (2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

山梨県が国に対して行う指定棚田地域の申請や、地域に設置される棚田地域振興協議会が行う指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農政部農村振興課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

## 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、山梨県内の棚田地域へ幅広く周知を行うことで、取り組みの横展開を図

る。また、山梨県内の棚田地域に関する情報について、山梨県及び市町村のホームページなどを活用し周知することによって、交流人口、関係人口の増加を図る。

### 第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも綿密に連携しながら、地域を選定する。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる地域

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。

人口の減少、高齢化の進行等の社会・情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること。

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること。

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる地域

① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと。

#### 2 指定申請を行わなかった棚田地域への対応

指定申請を行わなかった地域についても、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金や農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）及びふる水・棚田基金等を活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全活動を支援しつつ、指定棚田地域での取り組みなど先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図る。

## 【参考】

### ○関係市町村

- ・甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、道志村  
(中山間地域等直接支払交付金において1ヘクタール以上の急傾斜地(勾配が1/20以上)を有する市町村)

### ○主な棚田

- ・山梨市 水口の棚田
- ・南アルプス市 中野の棚田、上市之瀬・平岡の棚田
- ・北杜市 市内全域
- ・甲斐市 御領棚田
- ・富士川町 平林の棚田、春米の棚田

### ○支援施策

- ・中山間地域等直接支払交付金
- ・多面的機能支払交付金
- ・農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)
- ・中山間ふるさと・水と土保全対策事業(ふるさと・水と土基金)
- ・中山間ふるさと・水と土保全推進事業(棚田基金)